

河川巡視支援業務

積算基準等

河川巡視支援業務積算基準

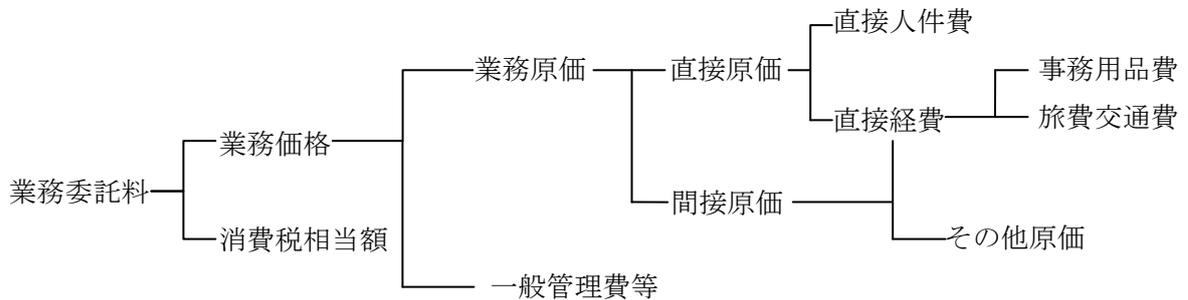
I. 平常時

1. 適用範囲

この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

1. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 直接人件費

直接人件費は通常勤務及び超過勤務とし、下記を標準とする。

a. 通常勤務

河川巡視業務に従事する河川巡視員の職階は、技術員を標準とする。

b. 超過勤務

超過勤務は、現場において通常的に行うものについては、河川巡視員の時間外給与とし実状に応じて計上する。なお、これは設計変更の対象とはしない。ただし、当初の設計日数等に変更のあった場合はこの限りではない。

超過勤務時間当たり単価は次式により積算する。

$$\text{超過勤務時間当たり単価} = (\text{巡視員の基準日額}) \times 1 \times / 8 \times A \times B$$

※但し、A：125/100 又は 150/100：時間外又は深夜割増

B：基本給構成比

ロ 業務打ち合わせ 1 業務当たり業務管理者を技師(A)として月 1 回(0.5 人/月)計上する。

ハ 指揮・監督 業務管理者による指揮・監督業務として、1 ヶ月当たり技

師(A)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること

②直接経費

業務遂行上特に必要(特記仕様書に明示した場合)なものについて、その実費を計上するもので、下記によるものとする。

a.事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b.旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

ただし、a,b以外の直接経費は、その他原価とする。

③ 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈没船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広

く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。

4. 車両管理

巡視に必要となる自動車の積算は、「車両管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

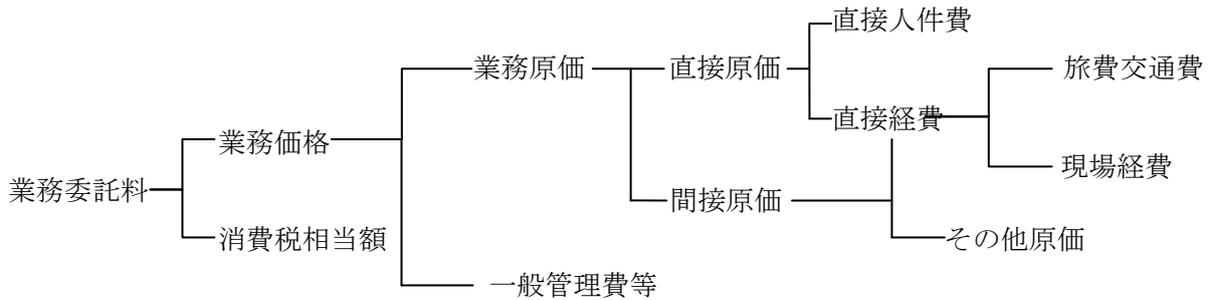
II. 出水時

1. 適用範囲

この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ. 直接人件費

a. 事前打合せ

業務実施に先立ち、業務内容の説明会及び事前調査・通報訓練を実施するもので、これらは交替班も含めた全班数とし、1日分を計上する。

b. 巡視業務

[班編成]

巡視業務の班編成は、次表を標準とする。

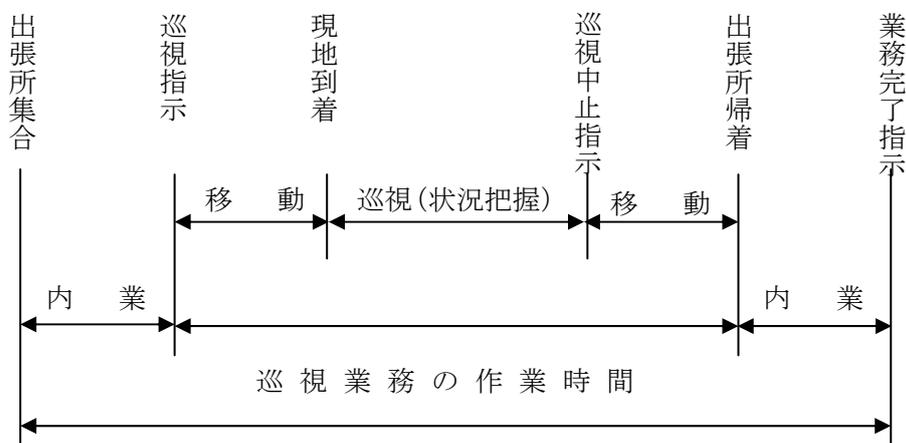
職 種	員 数
技 術 員	2 人
一般運転手	1 人

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1時間あたり単価
5h~22h	始めの8時間	基準日額×1/8・・・①
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.25
22h~5h	始めの8時間	①+②×構成比×0.25
	8時間をこえる部分	①×構成比×1.5

[作業時間の算定]

作業時間の算定は、下図を標準とする。



- (注) 1. 各段階での支持は、監督職員が行うものとし、巡視業務の作業時間は、出張所集合から業務完了指示までとする。
2. 12時間交替制とする。
3. 当初設計は、各時間帯とも見込み時間数を計上し、変更設計で精算するものとする。

[運転時間]

- ・出発地は、出張所として精算する。また、班の交替は現地交替とする。
- ・車両の標準速度は下記とする。

現地までの移動速度・・・・・・・・・・30 km/h

重要水防箇所 (A・B・C)・・・・・・・・・・10 km/h

その他の区間の巡視速度・・・・・・・・・・20 km/h

- ・車が進入出来ない区間は、徒歩による巡視とし、速度は2 km/hとする。

[班数の算定]

- ・上記の運転時間で算出した巡視時間が、1巡するのに1時間以内となる班数を設定するのを標準とする。

ロ. 直接経費

a. 現場経費

業務に必要な自動車 (5人乗りライトバン 1,500cc) の経費を計上するものとする。

b. 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

a,b 以外の直接経費は、その他原価とする。

③ 間接原価

イ その他原価

その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、2.5%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(参 考)

河 川 巡 視 支 援 業 務 (積 算 資 料)

I. 平常時

1. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する技術者の人件費である。

ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものである。

a. 事務用品費

b. 旅費交通費

c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価となる。

(2) 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等の直接原価を除く直接経費及び間接原価である。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益である。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分である。

2. 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式である。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

3. 積算資料

(1) 巡視日数は、巡視を必要とする日数を計上するものである(設計表示単位は日)。

なお、日数については精算変更するものである。

(2) 班構成

- ・一般巡視及び目的別巡視（車両、徒歩）

班構成は以下が標準となる。

巡視の区分	班	編	成
一般巡視	(監視員)		※1
	技術員 1人		一般運転手 1人
目的別巡視（車両）	(監視員)		※1
	技術員 1人		一般運転手 1人
目的別巡視（徒歩）	(監視員)		
	技術員 1人		普通作業員 1人

※1) 一般運転手の委託料は、別途、Ⅲ 車両管理業務により積算・計上するものである。

- ・巡視調整等業務

河川巡視支援業務積算基準のⅠ. 3. 「河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容」に該当し、1回当たり技師(C)を(0.5人/月)計上を基本とする。

(3) 車両経費

業務に必要な車両の経費は、次により計上するものである。

a. 一般巡視又は目的別巡視（車両）

- ・巡視用車両は河川パトロールカー（貸付機械）とし、Ⅲ 車両管理業務により積算し、計上するものである。
- ・運転日当たり運転時間（T）は、実績による。（前年度の使用実績報告書の数値を参考とし、最小単位は1時間とする。）

なお、Tを決定するにあたっては、使用実績報告書の数値について内容をチェックし、過大な積算とならないよう注意すること。

b. 目的別巡視（徒歩）

- ・業務用車両・運転費

業務に自動車が必要な場合は次のi～ivにより積算し、直接経費に計上するものである。

- 業務用車両の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。
- 1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。
- 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。
- 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。

II. 出水時

1. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者の人件費である。

ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内 a、b、c に挙げるものである。

a. 事務用品費

b. 旅費交通費

c. 業務用自動車損料及び燃料費等

ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価である。

(2) 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料及び燃料費等の直接原価を除く直接経費及び間接原価となる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益である。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分である。

2. 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式である。

$$\begin{aligned} \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\ &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\ &\quad + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額}) \end{aligned}$$

3. 積算資料

- (1) 巡視業務を円滑に進めるために担当技術者を配置する場合は、巡視業務と同様に「技術員」で計上し、時間単価も巡視業務と同様とする。作業時間については出張所集合から作業完了指示までとなる。

(2) その他

1) 準備打合せ及び整理報告

準備打合せ及び整理報告には、一般運転手も含め計上する。

2) 巡視に要する自動車の燃料

巡視に要する自動車の燃料は、基準消費料の50%で運用する。

3) 1編成当たりの積算構成例

構成の交替は実際の出水時の出水規模によるが、巡視時間が長引くと予想される場合は拘束開始から12時間で交替することが望ましい。

しかし、交替が深夜となる場合、又は出水時間が比較的短いと予想される場合等、交替が不可能（又は不必要）と判断される場合は、1編成が12時間を超過することはやむを得ないので、指示の実態に沿って変更することができる。

4) 時間帯、勤務時間の別の単価構成

工種	種別	単位	員数	係数	時間帯の別	勤務時間の別
準備打合せ	A	時間	1	1.0	イ	1
	C	時間	1	1.25	ロ	1
巡視 整理報告 連絡調整	A	時間	1	1.0	イ	1
	B	時間	1	1.25*	イ	2
	C	時間	1	1.25	ロ	1
	D	時間	1	1.5*	ロ	2

注) 1. 所定労働時間内で22時～5時にかかる時間帯は基準日額に1.25を乗ずる。

2. 時間帯の別

イ. 昼時間……AM 5:00～PM10:00までをいう。

ロ. 深夜……PM10:00～翌朝 5:00までをいう。

3. 勤務時間の別

1: 所定労働時間……業務開始から実働8時間以内をいう。

2: 所定外労働時間……業務開始から引続き実働8時間以上の時間帯をいう。

4. *印については労務単価の構成比(%)を乗ずること。

出水時河川巡視業務数量集計表

業務種別	細別	名 称	単位	数 量						摘 要	
				1 班	2 班	3 班	4 班	5 班	合 計		
準備打合せ	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間								
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	1h30'	50'	50'	40'	1h00'	4h50'	≒ 5 h	
巡視	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間								
	(B)	所定労働時間外 昼間及び夜間	時間								
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	4h00'	3h50'	3h40'	4h10'	4h00'	19h40'	≒ 20 h	
	(D)	所定労働時間外 深夜	時間								
整理報告	(A)	所定労働時間内 昼間及び夜間	時間								
	(B)	所定労働時間外 昼間及び夜間	時間								
	(C)	所定労働時間内 深夜	時間	30'	30'	30'	25'	25'	2h20'	≒ 2 h	
	(D)	所定労働時間外 深夜	時間								
合 計			6h00'	5h10'	5h00'	5h15'	5h25'	26h50'	≒ 27 h		

委託時間の決定方法

- (イ) 総時間を決定する①……30分以上切り上げて時間単位とする。(超勤と同じ考え方)
- (ロ) 総時間に各細別計を合わせる様調整する。②(単価の安い箇所で切り上げ、切り捨ての調整をすること。)
- (ハ) 連絡調整(主任監視員)についても上表と同様に業務時間を積み上げるものとする。

①

②

表－1 準備打合せ 1時間当たり単価表（A）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$1 / 8 \times \text{基準日数} \times 2$	2名
一般運転手		時間	1	$1 / 8 \times \text{基準日額}$	1名
計					

表－2 準備打合せ 1時間当たり単価表（C）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$\left[\frac{1}{8} \times \text{基準日額} + \frac{1}{8} \times \left[\frac{1}{8} \times \text{基準日額} + \frac{1}{8} \times \text{基準日額} \times \alpha \times 0.25 \right] \right] \times 2$	2名
一般運転手		時間	1	$\frac{1}{8} \times \text{基準日額} + \frac{1}{8} \times \text{基準日額} \times \alpha \times 0.25$	1名
計					

表－3 巡視車運転費 1時間当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
ガソリン		リットル	1.5		$() 1/h \times 50\% = () 1/h$
損 料	ライトハブ1500cc	時間	1		
雑 品		式	1		
計					

表－4 巡視（Aの場合） 1時間当たり単価表

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	$1 / 8 \times \text{基準日数} \times 2$	2名
一般運転手		時間	1	$1 / 8 \times \text{基準日額}$	1名
小 計					
巡視車運転費		時間	1		表－3 単価表
諸材料費		式	1		表－4 単価表
合 計					

表－5 整理報告 1時間当たり単価表（Aの場合）

名 称	規格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	1 / 8 × 基準日数 × 2	2 名
一般運転手		時間	1	1 / 8 × 基準日額	1 名
雑 品					
計					

表－6 連絡調整 1時間当たり単価表（Aの場合）

名 称	規格	単位	数量	単 価	摘 要
技 術 員		時間	1	1 / 8 × 基準日数	1 名
計					

- 5) 出水時の河川巡視業務における勤務時間の基本的な考え方について
 出水時の河川巡視業務における勤務時間の基本的な考え方について
 出水時原則 ①通常8時間以上あるものとし、4時間経過した時点で1時間の休憩を取る。
 ②出水時間が短く5～6時間で終了する時は、続けて巡視し、休憩はなし。
 ③12時間以上継続される時は、次の班と交替する。

----- 休憩
 ===== 基本勤務
 ————— 超勤勤務

(例)

	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	原則適用例		
H = 8時間以上	=====				-----	=====															◎4時間経過で1時間の休憩	
H = 8時間未満	=====																					◎8時間未満は経過巡視
H = 13時間以上	=====				-----	=====																◎12時間で次班と交替
H = 13時間をこえ、あと4時間以内で終了する時	=====				-----	=====																◎次班の勤務時間が短くなる時の例外処置

※出水中間時における出張所内等の待機の考え方

減水し、巡視基準水位を下回っているが、上流域に相当の降雨等があり、また上昇すると思われる時で、一旦帰宅させても、すぐに呼び出しがあると判断されるならば、事務所長、出張所長等の待機命令により支払は可能とする。

時間単価の算定（出水時河川巡視）

時間 交替時間 (h r) →	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
0 ~ 1 2、1 2 ~ 2 4	-----	(C) 5h	-----	(A) 3h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 2h	-----	(D) 2h	-----
1 ~ 1 3、1 3 ~ 1	-----	(D) 1h	-----	(A) 4h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 1h	-----	(D) 2h	-----
2 ~ 1 4、1 4 ~ 2	-----	(D) 2h	-----	(A) 5h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(A) 8h	-----	(D) 2h	-----
3 ~ 1 5、1 5 ~ 3	-----	(D) 3h	-----	(C) 3h	-----	(A) 6h	-----	(B) 4h	-----	(A) 7h	-----	(C) 1h	-----
4 ~ 1 6、1 6 ~ 4	-----	(D) 4h	-----	(C) 1h	-----	(A) 7h	-----	(B) 4h	-----	(A) 6h	-----	(C) 2h	-----
5 ~ 1 7、1 7 ~ 5	-----	(C) 1h	-----	(D) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(A) 5h	-----	(C) 2h	-----
6 ~ 1 8、1 8 ~ 6	-----	(C) 2h	-----	(D) 3h	-----	(B) 1h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(A) 4h	-----
7 ~ 1 9、1 9 ~ 7	-----	(C) 3h	-----	(D) 2h	-----	(B) 2h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(A) 3h	-----
8 ~ 2 0、2 0 ~ 8	-----	(C) 4h	-----	(D) 1h	-----	(B) 3h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(A) 2h	-----
9 ~ 2 1、2 1 ~ 9	-----	(C) 5h	-----	(C) 5h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(A) 1h	-----
1 0 ~ 2 2、2 2 ~ 1 0	-----	(C) 5h	-----	(A) 1h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 4h	-----	(C) 2h	-----
1 1 ~ 2 3、2 3 ~ 1 1	-----	(C) 5h	-----	(C) 5h	-----	(A) 3h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 3h	-----
1 2 ~ 2 4、2 4 ~ 1 2	-----	(C) 5h	-----	(C) 5h	-----	(A) 3h	-----	(B) 4h	-----	(A) 8h	-----	(B) 2h	-----

※休憩は1 2時間の中で1時間を見込むこと。

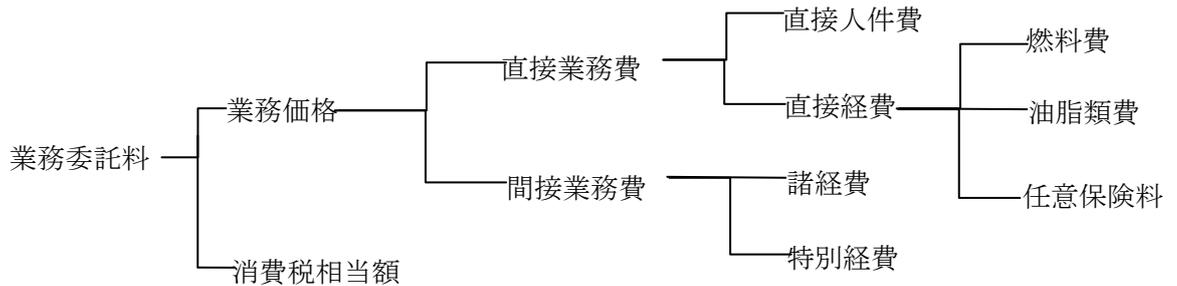
Ⅲ. 車両管理業務（車両管理業務積算基準（案）抜粋、注釈入り）

1. 適用範囲

この基準は、車両管理の業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

（1）業務委託料の構成



（2）業務委託料構成費目の内容

① 直接業務費

イ 直接人件費は、当該業務に従事する者の人件費とする。

ロ 直接経費は、当該業務の処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

- a. 燃料費
- b. 油脂類費
- c. 任意保険料

② 間接業務費

イ 諸経費

諸経費は、当該業務を請け負う企業の経営に要する一般管理費とする。

ロ 特別経費

特別経費は、通信機械の設置その他の仕様書等で特別に義務付けられた事項に必要な費用の合計とする。

③ 消費税相当額

消費税相当額は、消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

（1）業務委託料の積算方式

業務委託費 = (業務価格) + (消費税相当額)

$$\begin{aligned}
&= (\text{直接業務費}) + (\text{間接業務費}) + (\text{消費税相当額}) \\
&= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費})] + [(\text{諸経費}) \\
&\quad + (\text{特別経費})] + (\text{消費税相当額})
\end{aligned}$$

(2) 各構成費目の算定

① 直接人件費

イ 直接人件費の積算に用いる基準価格（以下「基準価格」という。）は、三省協定による公共工事設計労務単価の職種「一般運転手」の単価を基準とし、実績等を勘案して定めるものとする。

（注） 当該単価には、通勤手当等の基準内手当、現物支給評価額及び賞与等臨時給与が含まれているため、当該手当等についての積算を行わない。

ロ 業務委託機関における業務日数に基準価格を乗じて得た額とする。
《注意：巡視業務では、業務日数は、巡視日数のうち発注者から貸与する車両による巡視の日数とし、巡視の積算と整合を図ること》

ハ （略）

ニ （略）

② 直接経費

イ 燃料費・油脂類費

車両の車種及び年式や走行地域によって使用料が異なるため、過去の実績を参考として積算する。この場合、油脂類費については、燃料費の20%を限度とする。

ロ 任意保険料

③ 諸経費

次の式により算出した額の範囲内とする。

$$\text{諸経費} = (\text{直接人件費} + \text{直接経費}) \times \text{諸経費率}$$

但し、諸経費率は27%とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は、業務単価に消費税の税率を乗じて得た額とし、また、業務価格に係る各費目毎の積算に使用する燃料費等は、消費税相当分を含まないものとする。

《注意：巡視業務では、業務単価は業務価格とする》

4. 業務価格の調整

業務実施に当たり、次に掲げる場合は、その実績に基づき調整を行うこと。

《注意：巡視業務では、巡視の積算と整合を図ること》

(1) 業務時間内又は業務日に業務を行わなかった場合 (略)

(2) 業務日の業務時間外に業務を行った場合

① 22時から翌日の5時まで

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 150 / 100 \times \text{割増対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

②①以外の業務時間外

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 125 / 100 \times \text{割増対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

(3) 休日に業務を行った場合

① 休日の0時から5時まで、休日の22時から24時まで

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 160 / 100 \times \text{割増対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

② ①以外の休日

$$1 \text{ 時間あたり割引単価} = \text{基準価格} \times 1 / 7.75 \times 135 / 100 \times \text{割増対象賃金比} \times (1 + \text{諸経費率})$$

《注意：巡視業務では、直接業務費の合計を算出後、諸経費を別途計上する》

この調整については、業務上やむを得ない場合（渋滞、災害等）に適用することとし、また、実施時間の把握については、厳正を期すこと。

(4) 基本走行距離に増減があった場合 (略)

(5) 宿泊を行った場合 (略)

5 その他

(1) 業務時間は「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」（平成6年法律第33号）に規定する職員の勤務時間（平日7時間45分）に準じ定める時間とする。

(2) 日常点検整備は、業務時間内で行うこと。

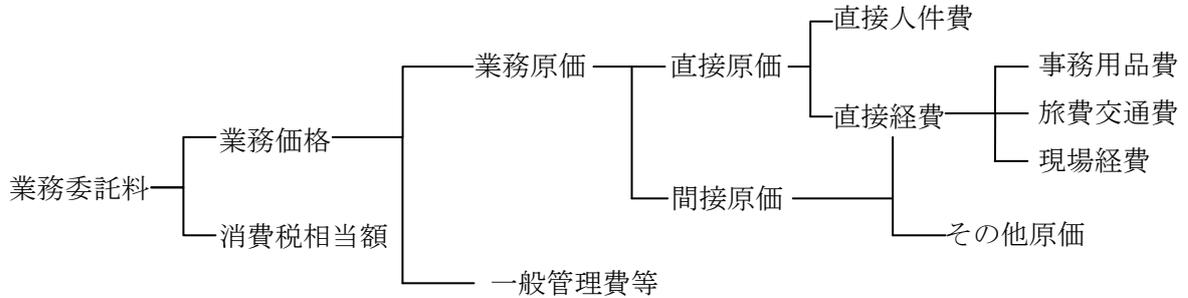
(3) 基本走行距離 (略)

IV. 堤防等河川管理施設点検業務

1. 適用範囲

この基準は、堤防等河川管理施設の点検業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料の構成



3. 業務委託料構成費目の内容

(1) 直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者の人件費である。

ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち a、b、c に挙げるものである。

- a. 事務用品費
- b. 旅費交通費
- c. 現場経費

ただし、a、b、c 以外の直接経費は、その他原価である。

(2) 間接原価

・ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、現場経費の直接原価を除く直接経費及び間接原価となる。

(3) 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益である。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分である。

4. 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式である。

$$\begin{aligned}
 \text{業務委託料} &= (\text{業務価格}) + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{業務原価}) + (\text{一般管理費等})] + (\text{消費税相当額}) \\
 &= [(\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価})] \\
 &\quad + (\text{一般管理費等}) + (\text{消費税相当額})
 \end{aligned}$$

5. 各構成費目の算定

イ. 直接人件費

直接人件費は、以下を標準として算出する。

- (1) 点検は、堤防の形状、河川管理施設数に応じて、必要な数量を計上する（設計表示単位はkmまたは箇所）。なお、数量については、精算変更するものである。

[1日の点検距離・箇所数の標準的な考え方]

点検の標準速度は時速2kmとし、堤防点検の場合は1日当たり14km、河川管理施設点検の場合は1日当たり10箇所を点検することを標準とする。

- (2) 班構成は以下が標準となる。

点検の区分	班 編 成	
堤防A（14km当たり） ：堤防Bより堤防の規模が小さい場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 1人
堤防B（14km当たり） ：堤防天端と法尻との直高が5m程度の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 2人
堤防C（14km当たり） ：堤防Bより川表又は川裏のどちらか一方の直高が10m程度又は10m以上の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 3人
堤防D（14km当たり） ：堤防天端と法尻との直高が10m程度又は10m以上の場合	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 4人
河川管理施設（10箇所当たり） ：堤防を除く河川管理施設	(点検員) 技師C 1人	普通作業員 1人

- (3) 準備打合せ

出水期前、台風期、出水後の点検において、事前に必要な準備打合せの経費であり、1回当たり業務管理者を技師（A）として0.5人/回計上するものである。

ロ. 直接経費

a. 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b. 旅費交通費

交通費は、業務処理に従事する技術者が、原則として自動車で往復する費用とし、日額の旅費は精算しないものとする。

c. 現場経費

業務に必要な自動車の経費を次の i ~ iv により計上するものである。

i 業務用車両の規格は、原則として5人乗りライトバン(1500cc)とする。

ii 点検1日の運転時間は2時間とし、燃料費及び運転時間当たり損料は当該時間、共用日あたり損料は1日分を計上する。

iii 業務用自動車損料については、「請負工事機械経費積算要領」に基づいて積算するものとする。

iv 運転労務費は、業務従事者が直接運転するものとして、計上しない。

a、b、c以外の直接経費は、その他原価とする。

ハ. 間接原価

・ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

なお、ここでいう直接人件費には、普通作業員は含まれない。

ニ. 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

ホ. 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。